

資料 4

地域密着型サービス事業所の指定・指定更新に係る手数料について

1 概要

応益負担の観点から、市が所管する地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所の新規指定及び指定の更新の申請に対する審査について手数料を徴収します。

2 対象

平成30年4月1日以降に提出する指定・指定更新申請

対象サービス及び手数料については、以下の単価表のとおりです。

| | サービス種別 | 指定申請手数料 | 指定更新手数料 |
|---|---------------|----------|----------|
| 1 | 地域密着型サービス | 30,000 円 | 10,000 円 |
| 2 | 地域密着型介護予防サービス | | |

※手数料の額については、指定事務従事職員の書類審査及び現地確認等に必要の人件費から算出

※地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスを一体的、同時に申請する場合は、地域密着型介護予防サービスの指定・更新定数は免除

3 近隣の状況

平成29年度から、愛知県と名古屋市にて介護保険事業所の審査事務体制の確保と指導体制の強化に努めることを目的とし、その財源を確保するために介護事業所指定申請・指定更新申請における手数料の徴収を開始しています。(金額は指定申請 30,000 円、更新申請 10,000 円)